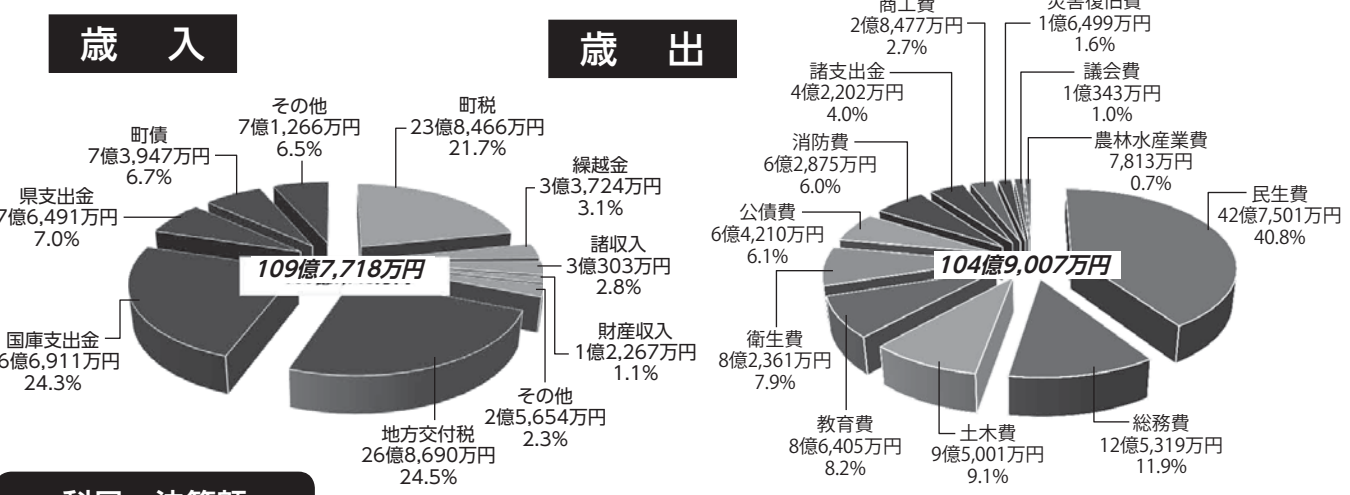


決算をお知らせします

令和3年度の決算が熊野町議会9月定例会で認定されました。
※数値については標記単位未満を端数処理しています。

一般会計とは、福祉、道路、教育など町が一般行政を進めるための収入、支出を経理する会計です。



科目・決算額
町民1人当たりの支出
・主な事業

⑤衛生費 8億2,361万円
1人当たり 34,922円
・円滑な新型コロナウイルスワクチンの接種の実施
・廃棄物収集運搬事業

⑥公債費 6億4,210万円
1人当たり 27,226円
・借り入れた町債の元利償還金

⑦消防費 6億2,875万円
1人当たり 26,660円
・西防災交流センター(新館)の整備
・避難路の整備
・常備消防(広島市消防)への運営委託

⑧その他(諸支出金、商工費、災害復旧費、議会費、農林水産業費) 10億5,334万円
1人当たり 44,663円
・プレミアム付きクーポン券の発行
・農道等の整備、森林の維持管理
・被災施設の災害復旧 など

一般会計
歳入 109億7,718万円
前年度比23億1,347万円減(17.4%減)
歳出 104億9,007万円
前年度比24億6,334万円減(19.0%減)
町民1人当たり 444,796円
自主財源比率は31.0%です。

③土木費 9億5,001万円
1人当たり 40,282円
・道路、橋梁などの改良、維持補修
・子育て世帯の定住促進
・筆の里工房周辺整備事業

④教育費 8億6,405万円
1人当たり 36,637円
・電子黒板の整備
・GIGAスクール構想推進のためGIGAスクールサポーターの配置
・小中学校の防水工事

①民生費 42億7,501万円
1人当たり 181,267円
・保育所、福祉事務所の運営
・放課後児童クラブの運営
・障害者総合支援事業
・子育て世帯等への臨時特別給付事業

②総務費 12億5,319万円
1人当たり 53,137円
・筆の里工房の運営(指定管理)
・情報セキュリティ対策
・おでかけ号の運行
・各種選挙の執行

特別会計とは、特定の事業を行うため、一般会計とは別に、その収入、支出を経理する会計です。



特別会計及び企業会計

会計名		歳入	歳出	差引
国民健康保険事業特別会計		24億5,324万円	24億2,134万円	3,190万円
公共下水道事業特別会計		7億3,353万円	7億1,906万円	1,447万円
後期高齢者医療特別会計		8億14万円	7億9,868万円	146万円
介護保険特別会計		23億6,909万円	22億9,151万円	7,758万円
上水道事業会計	収益的収支	5億5,181万円	4億8,039万円	7,142万円
	資本的収支	3,739万円	8,720万円	△4,981万円

● 主な事業

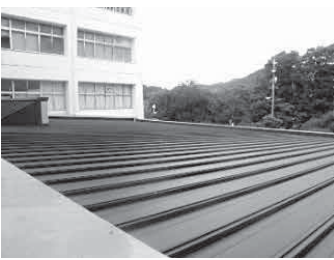
西防災交流センター(新館)建設事業



事業費 1億794万円

西部地域の防災拠点として、西防災交流センター(旧くまの・みらい交流館)の敷地内へペット避難にも対応でき、シャワー室や備蓄倉庫を有する新館を増築しました。平時には地域コミュニティの場としても利用することができます。

小中学校施設維持管理事業



事業費 7,232万円

老朽化した校舎等の屋根・屋上等の防水工事を実施し、安全・安心に学校生活を送るための環境を整備しました。

町道城之堀線改良事業



事業費 2,382万円

主要な町道として、中溝と初神を結ぶ路線の中で、狭隘な区間の一部を改良し、小中学校へ通学する児童・生徒の安全性の向上と道路利用者の円滑な交通を図るための整備を行いました。

避難路整備事業



事業費 3,471万円

災害時に安全に避難行動がとれるように、車両の通行が困難な区間で整備を行いました。

地域経済応援クーポン券事業



事業費 7,418万円

新型コロナウイルス感染症により、町内事業者の売上減少など、様々な影響が出たことから、町内事業者の支援や町内経済の活性化のため、クーポン券を発行しました。

令和3年度決算に基づく財政の健全性に関する比率について

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりです。
当町では、「健全化判断比率」および「資金不足比率」は、いずれも「早期健全化基準」または「経営健全化基準」を下回り、健全財政を維持しています。
なお、この健全化判断比率などの詳細は、ホームページでご覧いただけます。

● 健全化判断比率

(単位：%)

区分	実質赤字比率 一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率	連結実質赤字比率 全会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率	実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率	将来負担比率 地方債残高など、一般会計等が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率
健全化判断比率(早期健全化基準)	—	—	5.8	—
県内平均	(14.51)	(19.51)	(25.0)	(350.0)
県内平均	—	—	8.0	76.1

注) 実質赤字額、連結赤字額、将来負担比率がない場合は、「—」を記載しています。

● 資金不足比率

(公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率)

(単位：%)

区分	上水道事業会計(法適用企業)	公共下水道事業特別会計(法非適用企業)
資金不足比率	—	—
(経営健全化基準)	(20.0)	(20.0)

注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載しています。

図財務課 ☎820-5632